

地方卸売市場名古屋花きにおける売買取引方法及び決済方法の公表 (※業務規程より抜粋)

(売買取引の方法)

第15条 卸売業者は、卸売市場において行う花き等の卸売については、せり売若しくは入札又は相対による取引（卸売業者と卸売の相手方が、個別に行う売買取引（電子情報処理組織を使用する取引方法並びにその他の情報通信の技術を利用する取引方法を含む。）をいう。以下「相対取引」という。）の方法によらなければならない。

2 卸売業者は、次の各号に掲げる場合で、開設者が指示したときは、第1項の規定にかかわらず、せり売又は入札の方法によらなければならない。

(1) 市場における花き等の入荷量が一時的に著しく減少した場合。

(2) 市場における花き等の需要が一時的に著しく増加した場合。

3 卸売業者は、次の各号に掲げる場合であって、開設者がせり売若しくは入札の方法により卸売をすることが著しく不当であると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、相対取引の方法によることができる。

(1) 災害が発生した場合。

(2) 入荷が遅延した場合。

(3) 卸売の相手方が少数である場合。

(4) セリ売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合。

(5) 卸売業者と買受人との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合

(仕切及び送金)

第23条 卸売業者は受託物品を卸売したときは、委託者に対し速やかに当該卸売をした花き等の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下本条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額に消費税額及び地方消費税額を乗じた金額、控除すべき第25条で規定する委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書を送付する。委託者に対して毎月月末に締め切り、翌月10日に振込により支払う。ただし、特約のある場合はこの限りでない。

2 卸売業者は、売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と特約を結んだときは、その写しを開設者に届出なければならない。

3 卸売業者は物品を買付したときは、販売元に対し毎月月末に締め切り、翌月25日に振込により支払う。ただし、特約のある場合はこの限りでない。